

2020年度・2021年度
地層処分事業に係る社会的側面に関する研究
成果報告会

研究件名：「パートナーシップ型」合意形成モデルによる地層処分事業における考慮要素の特定をめぐる法的研究

研究代表者： 日本大学 友岡 史仁

2022年2月28日

目次

1. 研究計画の概要
2. 研究成果
3. 情報発信活動等
4. 支援期間終了後の展望等

参考資料

1. 研究計画の概要

研究の目的、方法、想定している学術的成果(研究の学術的新規性等)

- 本研究計画はイギリスが具体化した「パートナーシップ型」の合意形成モデルを素材とするもの。「パートナーシップ」とは、当事者（自治体や事業主体等を想定）が段階的会合を通じ地層処分事業に係る意思形成を重ね、立地の最終的な合意形成を候補地選定を行っていく仕組み。
- 本研究計画では合意形成に関し何が不可欠な考慮要素を抽出することを最終的な狙いとするもの。「パートナーシップ型」モデルでは何が合意形成に際し必要とされたのかを法的思考・発想から読み解こうというもの。
- 複雑な利害関係を解明するツールとしてイギリスの土地利用法制への理解が不可欠と考えられること（イングランドにおける当該施設の設置手続の大枠は、土地利用法制（1990年都市農村計画法）における手続をアレンジした2008年法計画法に従って実施されるため）。
- 「パートナーシップ」型モデルはすでに西カンブリア地域での実証事例があるがカンブリア州議会の投票段階で否決されている。しかし、2018年に新たにこのモデルを試みようとする動きが見られるので、国は過去のモデルのどこが問題であると認識しどのように変更したのか、また、なぜ失敗したのに再度挑戦するのかなどを含め、これを検証することが地層処分事業に係る現在進行形の課題とみることが可能。

2. 研究成果 ①成果の要約

本支援事業において得られた内容・成果の要約

(1) 現在進展する新たな「パートナーシップ型」モデルの内容を把握することで、過去のモデル（政府公表の2008年白書に基づく当初スキームに基づく）の流れにくみしつつ2018年改訂文書によって新たにとられている内容の課題解明

(2)2008年のスキームに基づき行われた2013年の各地域代表者（議員）による投票結果（西カンブリア地域が反対意見を表明した件）の分析・検討により、合意形成の要件となり得る具体的な内容分析

2. 研究成果 ②成果の詳細

本支援事業において得られた内容・成果の詳細

(1) 2008年白書と実証事例の検証成果

●2008年白書を前提とした当該モデルの実践例：「西カンブリアMRWSパートナーシップ(West Cumbria MRWS Partnership)」の設立

① 候補地選定手続への参加に係る「関心表明」を3自治体（意思決定機関）が行ったこと

⇒「パートナーシップ」が受入れを決する手段として「世論調査」または「住民投票」といった選択肢を有していた点

⇒Cumbria Countyが各地域代表者（議員）による投票において反対の意思表示をした結果、政府は西カンブリア地域における正式な受入は行われぬ旨決して終了した点

2. 研究成果 ②成果の詳細

本支援事業において得られた内容・成果の詳細

(1) 2008年白書と実証事例の検証成果 (つづき)

② Cumbria Countyの担当者の主張で受入断念の意思表示がなされた理由がわかったこと

⇒「撤退の権利」が法令化していなかったことへの不安、住民の大半が地層処分事業についてほとんど知らなかったという事前の状況分析が不十分と考えられていたこと、回収可能な貯蔵施設(retrievable storage)の設置を求めていたこと

●このような背景的事実があったことが、合意形成手段の考慮要素として位置づけることが可能

2. 研究成果 ②成果の詳細

本支援事業において得られた内容・成果の詳細

カンブリア州から大臣への書簡（2013年2月）より得られた視点 （背景的事情のまとめ）

- ① 「撤回の権利」が法的に明文化されていないことが意識されている点
- ② 実際には住民の支持が明確ではなかった点
- ③ 電話調査の結果、例えば、カンブリア住民の無作為サンプルの70%が地層処分事業に係る候補地選定プロセスについてほとんど、あるいは何も知らなかったように、実際には賛否の意思表示がなされているとは限らない点
- ④ 明確で透明性のある意思決定がなされなければならないことは明らかである点

2. 研究成果 ②成果の詳細

本支援事業において得られた内容・成果の詳細

(2) 「パートナーシップ型」モデルとインフォーマルな合意形成手法の関係：2018年改訂文書から



出典：Department for Business, Energy and Industrial Strategy, *Implementing Geological Disposal-Working with Communities* (December 2018), figure 9.

2. 研究成果 ②成果の詳細

本支援事業において得られた内容・成果の詳細

①「共同体パートナーシップ」の設立に至るまでの諸手続を具体化した点

⇒ 秘密裏に遂行される「初期の議論」、事実の発見(fact finding)、関連自治体への情報提供のためのワーキンググループの立上げのうえで、探査地域を特定し、「共同体パートナーシップ」を構築するという手順を踏むこと、政府が各共同体に対し議論のための資金（年間100万ポンド）利用を可能にするという実態

⇒ 「ワーキンググループ」などを通じて関係当事者の利害関係をできるだけ整序する作業が期待される一方、それが受入れの最終決定を促す組織としての「パートナーシップ」の前段階としてどの程度位置づけられるかは依然不明確

②国・自治体といった公的主体の関与をできるだけ抑えようとした点

3. 情報発信活動等

論文投稿、学会発表、研究会等の実績・予定

- 日本エネルギー法研究所・原子力の安全性に係る法的論点検討班（交告尚史・法大教授主査）において、本事業に関連したテーマでの研究報告を2021年1月19日に実施（オンライン、和泉田准教授と共同）
- 「『パートナーシップ型』合意形成モデルーイギリス地層処分事業の現況」日本エネルギー法研究所月報269号1～4頁（2021年4月公刊）

4. 支援期間終了後の展望等

●2021年3月に実施した日本エネルギー法研究所・原子力の安全性に係る法的論点検討班（交告尚史・法大教授主査）における研究報告からの進展状況も踏まえて、再度研究会での共同報告を予定

參考資料

参考資料 a . 研究体制（体制・役割分担）

